



発行 新潟県

号外 2
令和3年7月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 40 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（感染症対策・薬務課）
- 41 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）
- 42 新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則（障害福祉課）
- 43 新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則（障害福祉課）
- 44 新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則（障害福祉課）
- 45 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（産業立地課）
- 46 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業立地課）
- 47 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

訓 令

- 12 新潟県事務決裁規程の一部改正（行政改革課）

規 則

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第40号

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年新潟県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。ただし、<u>次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 法第43条第1項及び第2項の規定による検定の申請書を提出する場合</u></p> <p><u>(2) 県外に住所を有する配置販売業者又はその配置員が申請書、届出書その他の書類を提出する場合</u></p> <p><u>(3) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合</u></p> <p>(薬局の管理者の薬局外の実務従事許可)</p> <p>第3条 <u>法第7条第4項ただし書の規定により</u>、薬局の管理者が、その薬局以外の場所で、業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>法第7条第4項ただし書の許可を受けた者は、その許可事項に変更があつたときは、30日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>法第7条第4項ただし書の許可を受けた者が、その実務に従事することを廃止したときは、30日以内に、別記第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(店舗管理者の店舗外の実務従事許可)</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令又はこの規則により、知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。ただし、<u>法第43条第1項及び第2項の規定による検定の申請書及び県外に住所を有する配置販売業者又はその配置員が提出する申請書、届出書その他の書類については、この限りでない。</u></p> <p>(薬局の管理者の薬局外の実務従事許可)</p> <p>第3条 <u>法第7条第3項ただし書の規定により</u>、薬局の管理者が、その薬局以外の場所で、業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>法第7条第3項ただし書の許可を受けた者は、その許可事項に変更があつたときは、30日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>法第7条第3項ただし書の許可を受けた者が、その実務に従事することを廃止したときは、30日以内に、別記第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(店舗管理者の店舗外の実務従事許可)</p>

第4条 法第28条第4項ただし書の規定により、店舗管理者が、その店舗以外の場所で、業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、法第28条第4項ただし書の許可を受けた者について準用する。

(医薬品営業所管理者の営業所外の実務従事許可)

第9条の2 法第35条第4項ただし書の規定により、医薬品営業所管理者が、その営業所以外の場所で、業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、法第35条第4項ただし書の許可を受けた者について準用する。

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業の許可の申請)

第11条の3 法第12条第1項の規定による医薬品(法第2条第14項に規定する体外診断用医薬品並びに薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造する医薬品を除く。以下同じ。)、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の申請書には、法第12条第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を具体的に示す書類

(5) (略)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業の許可の更新の申請)

第11条の4 法第12条第4項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新の申請書には、省令第23条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(7) (略)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業の許可の申請)

第12条 法第13条第1項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の申請書には、省令第26条第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申

第4条 法第28条第3項ただし書の規定により、店舗管理者が、その店舗以外の場所で、業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、法第28条第3項ただし書の許可を受けた者について準用する。

(医薬品営業所管理者の営業所外の実務従事許可)

第9条の2 法第35条第3項ただし書の規定により、医薬品営業所管理者が、その営業所以外の場所で、業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しようとするときは、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、法第35条第3項ただし書の許可を受けた者について準用する。

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業の許可の申請)

第11条の3 法第12条第1項の規定による医薬品(法第2条第14項に規定する体外診断用医薬品並びに薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造する医薬品を除く。以下同じ。)、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の申請書には、省令第19条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 申請者が法人であるときは、その業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類

(5) (略)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売業の許可の更新の申請)

第11条の4 法第12条第2項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新の申請書には、省令第23条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(7) (略)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業の許可の申請)

第12条 法第13条第1項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の申請書には、省令第25条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申

請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(6) 申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を具体的に示す書類

(7) (略)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業の許可の更新の申請)

第13条 法第13条第4項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請書には、省令第30条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(6) (略)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業の許可の区分の変更等の許可の申請)

第13条の2 法第13条第8項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請書には、省令第31条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(5) (略)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録の申請)

第13条の3 法第13条の2の2第1項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録の申請書には、省令第34条の3第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1) 製造所の敷地内の建物の配置図

(2) 製造所の平面図

(3) 製造用機械器具一覧表

(4) 試験検査用機械器具一覧表

(5) 申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を具体的に示す書類

(6) その他申請の内容を確認するため知事が必要と認める書類

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請)

第13条の4 法第13条の2の2第4項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請書には、省令第34条の7第2項の規定によるもののほか、次に掲げ

請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1)～(5) (略)

(6) 申請者が法人であるときは、その業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類

(7) (略)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業の許可の更新の申請)

第13条 法第13条第3項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請書には、省令第30条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(6) (略)

(医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業の許可の区分の変更等の許可の申請)

第13条の2 法第13条第6項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請書には、省令第31条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(5) (略)

る書類を添えなければならない。

- (1) 製造品目表
- (2) 製造所の平面図
- (3) 製造所の敷地内の建物の配置図
- (4) 製造用機械器具一覧表
- (5) 試験検査用機械器具一覧表
- (6) その他申請の内容を確認するため知事が必要と認める書類

(適合性調査の申請)

第13条の5 法第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項又は第15項の承認を受けようとする者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1)・(2) (略)
- 2 法第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項又は第15項の承認を受けた者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類(第1号に掲げるものを除く。)については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
 - (1) (略)
 - (2) 承認書の写し(法第14条第15項の規定による承認に係る承認書の写しを含む。)
 - (3) (略)

(区分適合性調査の申請)

第13条の6 法第14条の2第2項の規定による調査の申請書には、省令第53条の2第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 調査申請品目一覧表
- (2) その他申請の内容を確認するため知事が必要と認める書類

(製造販売承認の承継の届出)

第14条 法第14条の8第3項の規定による承継の届出書(以下この条において「承継届」という。)には、省令第69条第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) (略)
- (2) 法第14条第1項及び第15項の規定による承認に係る承認書の写し(被承継者と承認書の氏名が異なる場合にあつては、承継届の写し又は法第19条第1項の規定による変更届の写しを含む。)

(承認の廃止)

(適合性調査の申請)

第13条の3 法第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項又は第13項の承認を受けようとする者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1)・(2) (略)
- 2 法第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項又は第13項の承認を受けた者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類(第1号に掲げるものを除く。)については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。
 - (1) (略)
 - (2) 承認書の写し(法第14条第13項の規定による承認に係る承認書の写しを含む。)
 - (3) (略)

(製造販売承認の承継の届出)

第14条 法第14条の8第3項の規定による承継の届出書(以下この条において「承継届」という。)には、省令第69条第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) (略)
- (2) 法第14条第1項及び第13項の規定による承認に係る承認書の写し(被承継者と承認書の氏名が異なる場合にあつては、承継届の写し又は法第19条第1項の規定による変更届の写しを含む。)

(承認の廃止)

第14条の2 (略)

2 前項の届出書には、法第14条第1項及び第15項の規定による承認に係る承認書を添えなければならない。

(製造販売業の医薬品等総括製造販売責任者等の変更の届出)

第16条 法第19条第1項の規定による変更の届書には、省令第99条第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 省令第99条第1項第3号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類
 - ア (略)
 - イ 薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を具体的に示す書類
- (3)・(4) (略)

(製造業の医薬品製造管理者等の変更の届出)

第17条 法第19条第2項の規定による変更の届書には、省令第100条第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 省令第100条第1項第2号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類
 - ア (略)
 - イ 薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を具体的に示す書類
- (5) (略)

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請)

第18条の2 法第23条の2第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請書には、同条第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を具体的に示す書類

第14条の2 (略)

2 前項の届出書には、法第14条第1項及び第13項の規定による承認に係る承認書を添えなければならない。

(製造販売業の医薬品等総括製造販売責任者等の変更の届出)

第16条 法第19条第1項の規定による変更の届書には、省令第99条第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 省令第99条第1項第3号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類
 - ア (略)
 - イ 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類
- (3)・(4) (略)

(製造業の医薬品製造管理者等の変更の届出)

第17条 法第19条第2項の規定による変更の届書には、省令第100条第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 省令第100条第1項第2号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類
 - ア (略)
 - イ 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類
- (5) (略)

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請)

第18条の2 法第23条の2第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請書には、省令第114条の2第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 申請者が法人であるときは、その業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類

(5) (略)

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請)

第18条の3 法第23条の2第4項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請書には、省令第114条の6第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(7) (略)

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録の申請)

第18条の4 法第23条の2の3第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請書には、省令第114条の9第3項の規定によるもののほか、申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を具体的に示す書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該書類が知事に提出されている場合においては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(製造販売業の医療機器等総括製造販売責任者等の変更の届出)

第18条の6 法第23条の2の16第1項の規定による変更の届書には、省令第114条の69第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 省令第114条の69第1項第3号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類

ア (略)

イ 薬事に関する業務に責任を有する役員の範囲を具体的に示す書類

(3)・(4) (略)

(製造業の医療機器責任技術者等の変更の届出)

第18条の7 法第23条の2の16第2項の規定による変更の届書には、省令第114条の70第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 省令第114条の70第1項第2号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類

(5) (略)

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請)

第18条の3 法第23条の2第2項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請書には、省令第114条の6第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(7) (略)

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録の申請)

第18条の4 法第23条の2の3第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請書には、省令第114条の9第2項の規定によるもののほか、申請者が法人であるときは、その業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該書類が知事に提出されている場合においては、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(製造販売業の医療機器等総括製造販売責任者等の変更の届出)

第18条の6 法第23条の2の16第1項の規定による変更の届書には、省令第114条の69第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 省令第114条の69第1項第3号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類

ア (略)

イ 業務を行う役員の範囲を具体的に示す書類

(3)・(4) (略)

(製造業の医療機器責任技術者等の変更の届出)

第18条の7 法第23条の2の16第2項の規定による変更の届書には、省令第114条の70第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 省令第114条の70第1項第2号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類

ア (略)

イ 薬事に関する業務に責任を有する 役員の範囲を具体的に示す書類

(再生医療等製品の製造販売業の許可の申請)

第18条の9 法第23条の20第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の申請書には、同条第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する 役員の範囲を具体的に示す書類

(5) (略)

(再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請)

第18条の10 法第23条の20第4項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請書には、省令第137条の6第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(7) (略)

(製造販売業の再生医療等製品総括製造販売責任者等の変更の届出)

第18条の12 法第23条の36第1項の規定による変更の届書には、省令第137条の65第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 省令第137条の65第1項第3号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類

ア (略)

イ 薬事に関する業務に責任を有する 役員の範囲を具体的に示す書類

(3)・(4) (略)

(修理業の許可の申請)

第19条 法第40条の2第1項の規定による医療機器の修理業の許可の申請書には、省令第180条第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1)～(5) (略)

ア (略)

イ 業務を行う 役員の範囲を具体的に示す書類

(再生医療等製品の製造販売業の許可の申請)

第18条の9 法第23条の20第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の申請書には、省令第137条の2第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 申請者が法人であるときは、その業務を行う 役員の範囲を具体的に示す書類

(5) (略)

(再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請)

第18条の10 法第23条の20第2項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請書には、省令第137条の6第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)～(7) (略)

(製造販売業の再生医療等製品総括製造販売責任者等の変更の届出)

第18条の12 法第23条の36第1項の規定による変更の届書には、省令第137条の65第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 省令第137条の65第1項第3号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類

ア (略)

イ 業務を行う 役員の範囲を具体的に示す書類

(3)・(4) (略)

(修理業の許可の申請)

第19条 法第40条の2第1項の規定による医療機器の修理業の許可の申請書には、省令第180条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1)～(5) (略)

<p>(6) 申請者が法人であるときは、<u>薬事に関する業務に責任を有する役員</u>の範囲を具体的に示す書類</p> <p>(7) (略)</p> <p>(修理業の許可の更新の申請)</p> <p>第20条 法第40条の2第4項の規定による医療機器の修理業の許可の更新の申請書には、省令第185条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(修理区分の変更等の申請)</p> <p>第21条 法第40条の2第7項の規定による医療機器の修理区分の変更又は追加の許可の申請書には、省令第186条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(医療機器修理責任技術者等の変更の届出)</p> <p>第22条 法第40条の3において準用する法第23条の2の16第2項の規定による変更の届書には、省令第195条第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 省令第195条第1項第2号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>薬事に関する業務に責任を有する役員</u>の範囲を具体的に示す書類</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(6) 申請者が法人であるときは、<u>その業務を行う役員</u>の範囲を具体的に示す書類</p> <p>(7) (略)</p> <p>(修理業の許可の更新の申請)</p> <p>第20条 法第40条の2第3項の規定による医療機器の修理業の許可の更新の申請書には、省令第185条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(修理区分の変更等の申請)</p> <p>第21条 法第40条の2第5項の規定による医療機器の修理区分の変更又は追加の許可の申請書には、省令第186条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(医療機器修理責任技術者等の変更の届出)</p> <p>第22条 法第40条の3において準用する法第23条の2の16第2項の規定による変更の届書には、省令第195条第3項の規定によるもののほか、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 省令第195条第1項第2号に掲げる事項に係る届書 次に掲げる書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>業務を行う役員</u>の範囲を具体的に示す書類</p> <p>(5) (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第41号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和52年新潟県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(犬猫の輸送に関する帳簿の備付け)</p> <p>第18条の2 条例第18条の2の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第1種動物取扱業者及び第2種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和3年環境省令第7号)第2条第5号ロ(10)の規定による観察を行つた場合は、次に掲げる事項</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 条例第18条の2の帳簿は、その所有する犬猫の個体ごとに備え、記載の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>(犬猫の輸送に関する帳簿の備付け)</p> <p>第18条の2 条例第18条の2第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>条例第18条の2第2項の規定による観察を行つた場合は、次に掲げる事項</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 条例第18条の2第1項の帳簿は、その所有する犬猫の個体ごとに備え、記載の日から5年間保存しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第42号

新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第9号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第43号

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第11号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第44号

新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第45号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1項及び第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除基準)

第2条 条例第2条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 工場等の立地が、当該地域における安定的な雇用機会の拡充等地域社会の発展に寄与するものであること。
- (2) 工場等の立地が、当該地域の土地利用計画、振興に関する計画等に適合するものであり、かつ、当該地域の産業の発展に支障を来さないものであること。
- (3) 工場等が、公害を発生させるおそれのないもの又は公害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じているものであること。

(課税免除の申請又は申告)

第3条 条例第2条第1項の規定により県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

個人事業税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	個人事業税課税免除申請書（別記第2号様式）
法人事業税	課税免除を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	法人事業税課税免除適用申告書（中間、確定、修正）（別記第3号様式） 法人事業税課税免除適用申告書（予定）（別記第4号様式）
不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	不動産取得税課税免除申請書（別記第5号様式）
固定資産税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	固定資産税課税免除申請書（別記第6号様式）

2 地域振興局長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、課税免除の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

第4条 条例第3条第1項の規定による事業税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限までに、別記第7号様式による個人事業税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(承継)

第5条 合併その他の理由により、工場等の取得等をした者から当該工場等に係る事業を承継した者が条例第2条に規定する奨励措置を受けようとするときは、事業を承継した日から30日以内に、別記第8号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 条例附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条及び第5条の規定（以下この項において「旧条例の規定」という。）に基づく旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成12年新潟県規則第136号）の規定は、同規則の失効後も、旧条例の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

別記

第1号様式(第3条関係)

事業計画書

- 1 工場等の名称(新設・増設・その他)
- 2 工場等の設置(予定)地
- 3 工場等の業種、内容及び能力
- 4 工場等の建設期間等

着手(予定)年月日	完了(予定)年月日	事業開始(予定)年月日

5 計画投下固定資産額

(1) 土地	(2) 建物及びその附属設備	(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの	合計
円	円	円	円

(2)及び(3)の計	円
------------	---

- 6 工場等の取得等に関する計画 別紙1のとおり
- 7 便宜供与要望事項 別紙2のとおり
- 8 この事業計画に係る連絡先

住所又は所在地	
氏名又は名称	
担当者職氏名	
電話番号	

9 添付書類

- (1) 取得等をする工場等の位置図及び配置図
- (2) 法人にあつては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書

別紙 1

工場等の取得等に関する計画

1 投下する固定資産の内訳

種 別	項 目	数 量	価 額 (円)	備 考
土 地	土地代金			
	整地費			
	その他			
	小 計			
建物及びその附属設備	工場等			
	事務所			
	その他			
	小 計			
構 築 物				
機 械 及 び 装 置				
船 舶				
航 空 機				
車 両 及 び 運 搬 具				
工 具、器 具 及 び 備 品				
合 計				
公害防止施設に要する費用				

2 雇用計画（常用雇用者数）

区 分	取得等をする前の人数 (年月日現在)	事業開始日までの人員計画			事業開始日 における 予定人員
		他の工場等 からの転用	新 採 用	小 計	
管 理 部 門					
事 業 部 門					
そ の 他					
計					

3 工業用水計画

(1) 水源別工業用水使用量

単位 m³/日

上水道	工業用水道	河川水	井戸水	その他	回収水	海水	計

(2) 使用別工業用水内訳

単位 m³/日

用途 区分	ボイラー	原料用	製品 処理用	洗浄用	温調用	その他	計
取得等をする工場用							
既設工場用							

4 公害防止計画

種類	発生源	程度	防除方法及び効果	経費
騒音				円
振動				
臭気				
排気				
排ガス				
ばい煙				
排水				
その他				

5 企業の概要

(主たる事業、資本金の額又は出資金の額並びに支店、既設工場等及び事業所の名称、所在地、事業内容、能力、工程、従業員数等)

6 取得等をする工場等に係る事業計画及び事業収支見込み

別紙2

便宜供与要望事項

要望する便宜供与の内容（工事内容等）	期間又は時期	予想金額（円）

第2号様式(第3条関係)

付
受 ○ 印

個人事業税課税免除申請書

納税義務者	住所			屋号		
				電話番号		
納税義務者	ふりがな			業種		
	氏名					
課税免除の適用を受ける設備	名称					
	所在地					
	事業の用に供した日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	課税免除の適用年分	第 年分	第 年分	第 年分	第 年分	
備考						

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、個人事業税の課税免除を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

住所
氏名

注 次の書類を添付すること。

- 1 事業計画書(別記第1号様式)
- 2 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する設備の取得等をしたことを明らかにする書類
 - (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し及び同法第149条の規定による青色申告書に添付すべきこととされている書類の写し
 - (2) 租税特別措置法第12条第5項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書
 - (3) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条第1号イ(1)又は(2)に定める額以上であることを証する書類
 - (4) その他地域振興局長が必要と認める書類

記入上の注意

- 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6条の2の2第1項に定めるところによる。
- 2 ①から⑥までの(ア)欄には、取得等をした設備ごとに、新規採用、配置転換等を問わず、各月末現在の従業者数を記入すること。一の従業者が2以上の取得等をした設備に従事している場合は、重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して各欄に適宜振り分けて計上すること。
- 3 ⑨の(ア)欄には、新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で①から⑥までに掲げる者以外の各月末現在の従業者数を記入すること。
- 4 ①から⑥まで及び⑨の(イ)欄には、所得税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の従業者数を上記2及び3に準じて記入すること。
- 5 ①から⑥まで及び⑨の(ウ)欄には、(イ)欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる設備にあつては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(1) 算定期間の中で取得等をした設備

$$(イ) \text{欄の従業者数} \times \frac{\text{当該設備を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止した設備

$$\text{廃止した日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該設備を廃止した日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える設備

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(裏)

第3号様式 (第3条関係)

		整理番号	※	管理番号	※					
付 受 ○ 印	※ 処理事項	発信年月日		確認欄		精査 検算	台帳 登載			
		通信日付印	確認印							担当
		年 月 日								
年 月 日 地域振興局長 様	所在地				事業種目					
	法人名				資本金の額又は 出資金の額	円				
	代表者 氏 名				この申告に 応答する 係及び 担当者 氏名	係				
	経理責任者 氏 名				電 話 番 号					
法人事業税課税免除適用申告書					(中 間) (確 定) (修 正)					
年 月 日 から 年 月 日 まで		の事業年度分								
事業の区分	地方税法第72条の2第1項				(第 1 号) (第 2 号) (第 3 号)					に掲げる事業
新潟県分の所得金額の総額										円
新潟県分の収入金額の総額										円
摘 要		課税免除の適用 部分の課税標準	そ の 他 の 部 分							
			課 税 標 準	税 率	税 額					
所得割	年400万円以下の金額									
	年400万円を超え年800万円以下の金額									
	年800万円を超える金額									
	合 計									
	軽減税率不適用法人の 金額又は地方税法第72 条の2第1項第3号に 掲げる事業に係る金額									
付 加 価 値 割										
資 本 割										
収 入 割										
事業税額計										(ア)
既に納付の確定した当期分の事業税額										(イ)
この申告により納付すべき事業税額						(ア) - (イ)				
還 付 請 求 税 額										
備 考										

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。
- 4 次の書類を添付すること。
- (1) 事業計画書(別記第1号様式)
- (2) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する設備の取得等をしたことを明らかにする書類
- ア 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第31号に規定する確定申告書の写し
- イ 法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)別表16(1)又は(2)及び特別償却の付表であってこの申告に関するものの写し
- ウ 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1号イ(1)又は(2)に定める額以上であることを証する書類
- エ その他地域振興局長が必要と認める書類

記入上の注意

- 1 ※印欄は、記入することを要しない。
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものである。
- 4 「課税免除の適用部分の課税標準」欄及び「その他の部分」の「課税標準」欄は、それぞれ付表1の⑤及び⑥欄の課税標準を移記すること。
- 5 「既に納付の確定した当期分の事業税額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。

(裏)

付表1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

法人名		事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			事業の区分	地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号			に掲げる事業						
区分	事業の用に供した日	固定資産の価額又は従業者数	所得割									収入割			計	
			年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額				
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率
総額 ①			円		円	円		円	円		円	円		円	円	円
課税免除の適用部分	②	年 月 日														
	③	年 月 日														
	④	年 月 日														
	小計 ⑤															
その他の部分 ⑥																
合計 ⑦																
備考																

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、課税免除の適用部分とその他の部分とに分割するとき作成するものとし、法人事業税課税免除適用申告書（中間、確定、修正）に添付して2通提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(②欄を除く。)若しくは「収入割」欄(③⑦欄を除く。)又は第6号様式(その2)の「所得割」欄(②⑦欄及び③⑨欄を除く。)若しくは「収入割」欄(③⑦欄及び④⑤欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ②から④までの各欄には、課税免除の適用を受ける設備の名称を記入すること。
- 4 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2に定めるところによる。
 - (1) ②から⑤まで及び⑦の各欄には、それぞれ付表2の①、③、⑤、⑦及び⑫の(リ)欄(エ)欄に数値の記入がある場合は、(エ)欄。以下同じ。)の数値を移記すること。
 - (2) ⑥欄には、付表2の⑧及び⑪の(リ)欄の数値の合計数を記入すること。
- 5 ②から④まで及び⑥の各欄の課税標準は、①欄の課税標準を、「固定資産の価額又は従業者数」欄の固定資産の価額又は従業者数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 6 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

付表 2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

法人名	事業年度	年月日から 年月日まで	事業の 区分	地方税法第72条の2第1項												第1号 第2号 第3号	に掲げる事業		
				事業年度中の月末・期末 の従業者数等		月末現在の従業者数(ア)													事業税の課税標準 の分割の基礎
設備 の名称	従業者の従事区分	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	計	期末現在の 従業者数 (イ)	従業者数 (ウ)	(ウ)の算式	従業者数 (エ)	
取得等をした設備	取得等をした設備に直接 従事する従業者 ①	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	
	取得等をした設備に伴う 事務職員等 ②																		
	取得等をした設備に直接 従事する従業者 ③																		
	取得等をした設備に伴う 事務職員等 ④																		
	取得等をした設備に直接 従事する従業者 ⑤																		
	取得等をした設備に伴う 事務職員等 ⑥																		
	小 計																		
	取得等をした設備に直接 従事する従業者 ⑦																		
取得等をした設備に伴う 事務職員等 ⑧																			
新潟県内に有する事 務所又は事業所の従 業者で①から⑥まで に掲げる者以外の者	地方税法第72条の48第4 項第1号に規定する事業 所等の従業者 ⑨																		
	⑨以外の従業者 ⑩																		
	小 計 ⑪																		
合 計 (⑦+⑧+⑪)	⑫																		

注 この付表は、付表1に掲げる従業者数の算出の明細をなすものであり、付表1に添付して2通提出すること。なお、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人にあつては提出することを要しない。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①から⑥までの(ア)欄には、取得等をした設備ごとに、新規採用、配置転換等を問わず、各月末現在の従業者数を記入すること。一の従業者が2以上の取得等をした設備に従事している場合は、重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して各欄に適宜振り分けて計上すること。
- 3 ⑨及び⑩の(ア)欄には、新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で①から⑥までに掲げる者以外の各月末現在の従業者数を記入すること。
- 4 ①から⑥まで、⑨及び⑩の(イ)欄には、法人税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の従業者数を上記1及び2に準じて記入すること。
- 5 ①から⑥まで、⑨及び⑩の(ウ)欄には、(イ)欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる設備にあつては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(1) 算定期間の中で取得等をした設備

$$(イ) \text{欄の従業者数} \times \frac{\text{当該設備を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止した設備

$$\text{廃止した日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該設備を廃止した日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える設備

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

6 (エ)欄は、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人に限り次の要領で記入すること。

- (1) ①から⑥までの(エ)欄には、取得等をした設備が製造業を行う法人の工場である場合は(ウ)欄の数値に(ウ)欄の数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値、それ以外の設備である場合は(ウ)欄の数値を記入すること。
- (2) ⑨の(エ)欄には、(ウ)欄の数値に(ウ)欄の数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値を記入すること。
- (3) ⑩の(エ)欄には、(ウ)欄の数値を記入すること。

第4号様式 (第3条関係)

		整理番号	※	管理番号	※					
付 受 ○ 印	※ 処理事項	発信年月日		確認欄		精査	台帳			
		通信日付印	確認印		担当	検算	登載			
		年 月 日								
年 月 日 地域振興局長 様	所在地			事業種目						
	法人名			資本金の額又は出資金の額		円				
	代表者氏名			この申告に应答する係及び担当者氏名		係				
	経理責任者氏名			電話番号						
法人事業税課税免除適用申告書 (予定)										
年 月 日から 年 月 日までの事業年度分										
事業の区分	地方税法第72条の2第1項 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>第1号</td></tr> <tr><td>第2号</td></tr> <tr><td>第3号</td></tr> </table> に掲げる事業		第1号	第2号	第3号					
第1号										
第2号										
第3号										
この申告の期間	前事業年度の期間	前事業年度の事業税額	納付すべき事業税額							
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	円	円							
前事業年度の事業税の明細書										
摘要		課税免除の適用部分の課税標準	その他の部分							
			課税標準	税率	税額					
所得割	年400万円以下の金額									
	年400万円を超え年800万円以下の金額									
	年800万円を超える金額									
	合計									
	軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額									
付加価値割										
資本金割										
収入割										
合計事業税額										
備考										

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

記入上の注意

- ※印欄は、記入することを要しない。
- 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 「納付すべき事業税額」欄には、地方税法第72条の26第1項から第4項まで及び第6項の規定によって算出した事業税額を記入すること。

第5号様式 (第3条関係)

不動産取得税課税免除申請書

不動産の 取得者	住所							
	氏名又は名称							
課税免除を受けようとする不動産								
土 地	所在地	地目	取得面積		左のうち 申請面積		申請部分の 用途	取得年月日
			登記	実測	登記	実測		建設着手 (予定)年月日
			m ²	m ²	m ²	m ²		. .
								. .
								. .
								. .
家 屋	所在地	用途	構造	床面積	左のうち 申請面積	取得年月日		
						事業供用 (予定)年月日		
					m ²	m ²		. .
								. .
								. .
								. .
申請前 の課税	課税年度	納税通知書番号		納期限		税額		
	年度	第 号		年 月 日				

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、不動産取得税の課税免除を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

申請者

注 次の書類を添付すること。

- 1 事業計画書 (別記第1号様式)
- 2 家屋及び土地の取得価額及び取得年月日を証する書類
- 3 家屋及び土地の登記事項証明書
- 4 家屋の建設に着手したことを証する書類

第6号様式(第3条関係)

固定資産税課税免除申請書

住 所		
氏名又は名称		
資産の種類	大規模償却資産申告書の価額	課税免除の適用を受ける 大規模償却資産の価額 (付表(ケ)欄の価額)
構 築 物	円	円
機 械 及 び 装 置		
船 舶		
航 空 機		
車 両 及 び 運 搬 具		
工 具、器 具 及 び 備 品		
計		

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、固定資産税の課税免除を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

申請者

注 次の書類を添付すること。

- 1 事業計画書(別記第1号様式)
- 2 大規模償却資産の取得価額及び取得年月日を証する書類

付表

課税免除の適用を受ける大規模償却資産の明細書

(第 次大規模償却資産)

資 産 区 分							前 年 前 に 取 得 し た も の					前 年 中 に 取 得 し た も の			年 1月1 日現在 の帳簿 価額 (コ)	備 考
種類	設備の 種類	構造又 は用途	細目	数量	耐用 年数	取得の 年月	前年度 の価額 (ア)	前年中に減少 した資産の前 年度の価額 (イ)	(ア) - (イ) (ウ)	減価残存率 (1 - 減価率) (エ)	(ウ) × (エ) (オ)	取得 価額 (カ)	減価残存率 ($1 - \frac{\text{減価率}}{2}$) (キ)	(カ) × (キ) (ク)		
計																

(表)

記入上の注意

- 1 「種類」欄には資産の種類（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品）を記入し、資産の種類ごとに合計額を記入すること。
- 2 「設備の種類」欄、「構造又は用途」欄、「細目」欄及び「耐用年数」欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5から別表第7まで及び別表第9に掲げる「設備の種類」、「構造又は用途」、「細目」及び「耐用年数」を記入すること。
- 3 「減価残存率」欄の「減価率」は、資産の耐用年数に応じ、地方税法第388条第1項の規定に基づく固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（昭和38年12月自治省告示第158号）別表第15から求めること。
- 4 「 年1月1日現在の帳簿価額」欄には、所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費として控除すべき減価償却費の計算の基礎となるべき1月1日現在における償却資産の価額を記入すること。

第7号様式 (第4条関係)

付
受 ○ 印

個人事業税課税免除申請書

事業所所在地			
氏 名		業 種	畜産業 水産業
年分	所得金額		円
課税免除を受けた最初の年度			年度
事業主及びその同居の親族の労働日数 (付表(ア)欄の日数)	(ア)		日
延べ労働日数 (付表(イ)欄の日数)	(イ)		日
事業主及びその同居の親族の労働日数の割合	$\frac{(ア)}{(イ)} \times 100$		%

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、個人事業税の課税免除を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名

- 注 1 「所得金額」欄には、事業主控除前の所得金額を記入すること。
2 「課税免除を受けた最初の年度」欄は、初めて課税免除の申請をする者は記入しないこと。

付表

事業を行った労働日数の内訳書

事業主及びその同居の親族	氏名	年齢	事業主との続柄	月別事業従事日数												計		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
			本人															
	計		人														(7)	
雇用従業者	氏名	年齢	住所	月別事業従事日数												計		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
	計		人															
	合計		人															(1)

注 「親族」とは、配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。

第8号様式 (第5条関係)

事業承継届

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名
(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

下記のとおり工場等に係る事業を承継したので、新潟県過疎地域における工業等の誘致等に関する条例施行規則第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 被承継者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 4 承継の原因
- 5 承継年月日
年 月 日
- 6 承継後の工場等の業種、内容及び能力

注 承継を証する書類を添付すること。

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第46号

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第4条関係） (略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第25条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式（第4条関係） 個人事業税不均一課税申請書 (略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第25条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第4号様式（第4条関係） 不動産取得税課税免除申請書 (略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第25条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>3～8 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第4条関係） (略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第24条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第3号様式（第4条関係） 個人事業税不均一課税申請書 (略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第24条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第4号様式（第4条関係） 不動産取得税課税免除申請書 (略)</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する<u>法律第24条</u>の規定に基づく確認書の写し</p> <p>3～8 (略)</p>

<p>第5号様式（第4条関係） 固定資産税課税免除申請書</p> <p>（略）</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく確認書の写し</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（略）</p>	<p>第5号様式（第4条関係） 固定資産税課税免除申請書</p> <p>（略）</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第24条の規定に基づく確認書の写し</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（略）</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第47号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
(1)～(177) (略)	(1)～(177) (略)
<u>(177)の2</u> 地域連携薬局認定申請手数料	
<u>(177)の3</u> 地域連携薬局認定更新申請手数料	
<u>(177)の4</u> 専門医療機関連携薬局認定申請手数料	
<u>(177)の5</u> 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料	
<u>(177)の6</u> (略)	<u>(177)の2</u> (略)
(178)～(182) (略)	(178)～(182) (略)
<u>(182)の2</u> 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料	
<u>(182)の3</u> 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料	
(183)～(194)の11 (略)	(183)～(194)の11 (略)
<u>(194)の12</u> 地域連携薬局等認定証の書換え交付手数料	
<u>(194)の13</u> 地域連携薬局等認定証の再交付手数料	
<u>(194)の14</u> (略)	<u>(194)の12</u> (略)
(195)～(196)の2 (略)	(195)～(196)の2 (略)
<u>(196)の3</u> 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付手数料	
<u>(196)の4</u> 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付手数料	
<u>(196)の5</u> 医薬品又は医薬部外品の基準確認証の書換え交付手数料	
<u>(196)の6</u> 医薬品又は医薬部外品の基準確認証の再交付手数料	
<u>(196)の7</u> (略)	<u>(196)の3</u> (略)
<u>(196)の8</u> (略)	<u>(196)の4</u> (略)
<u>(196)の9</u> (略)	<u>(196)の5</u> (略)
<u>(196)の10</u> (略)	<u>(196)の6</u> (略)
<u>(196)の11</u> (略)	<u>(196)の7</u> (略)
(197)～(585) (略)	(197)～(585) (略)

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第12号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「移動別表号細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の細目の表示に下線が引かれた別表の号の細目（以下「移動後別表号細目」という。）が存在する場合には当該移動別表号細目を当該移動後別表号細目とし、移動別表号細目に対応する移動後別表号細目が存在しない場合には当該移動別表号細目（以下「削除別表号細目」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の細目の表示及び削除別表号細目を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第6（第15条関係）		別表第6（第15条関係）	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
県税部	(1) (略)	県税部	(1) (略)
副部長	(2) 直税関係	副部長	(2) 直税関係
(村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	ア～ツ (略)	(村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。)	ア～ツ (略)
	テ <u>新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例を廃止する条例（令和3年新潟県条例第2号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例（平成4年新潟県条例第55号）第2条の規定により、不動産取得税等の不均一課税をすること。</u>		テ <u>新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例を廃止する条例（平成21年新潟県条例第63号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例（昭和48年新潟県条例第7号）第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。</u>
	ト (略)		ト (略)

	<p>ナ 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ネ (略)</p> <p>ノ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ヒ (略)</p> <p>フ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>		<p>ニ 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ネ (略)</p> <p>ノ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ヒ (略)</p> <p>フ (略)</p> <p>ヘ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
(略)		(略)	
<p>県税部 副 部 長 (新潟庶務・課税担当に限る。)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 直税関係 ア～ソ (略)</p> <p>タ 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例第2条の規定により、不動産取得税等の不均一課税をすること。</p> <p>チ (略)</p> <p>ツ (略)</p> <p>テ (略)</p> <p>ト (略)</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ネ (略)</p> <p>ノ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>県税部 副 部 長 (新潟庶務・課税担当に限る。)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 直税関係 ア～ソ (略)</p> <p>タ <u>新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の新潟県農村地域における工業等導入促進に関する条例第2条第1項の規定により、事業税等の課税免除をすること。</u></p> <p>チ 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例第2条の規定により、不動産取得税等の不均一課税をすること。</p> <p>ツ (略)</p> <p>テ (略)</p> <p>ト (略)</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ネ (略)</p> <p>ノ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
(略)		(略)	
(4) (略)		(4) (略)	

